

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第406号1
令和元年（2019年）6月28日

宗教法人 禅居院
代表役員 田原良平 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 31-4 号
土地利用類型 の 名 称	観光型住商複合地、緑地、公共公益施設地
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	鎌倉市山ノ内1534番、1534番2の一部
行 為 の 種 類	建 築 物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input checked="" type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層を中心とした観光対応の商業施設と住宅が混在している。 ・緑や点在する社寺等が鎌倉らしさを演出し、多くの観光客が訪れる、賑わいのある商業地であるが、一方では歩道が狭いなどの問題を抱える地域でもある。 ・境内地は緑も豊富で良好な景観が維持されているものの、塀などの設置により閉鎖的な施設も多く存在している。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模・形態は、低層を基調としている。 ・施設として大きな構造体として視認されないよう、見付階数を極力減らすとともに、壁面意匠に変化をつけて分節化している。 ・屋根形状は勾配屋根としている。 ・社寺等の歴史的建造物は、その伝統的な意匠・素材を継承している。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	